

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	男女参画・子育て支援課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治法第252条の17の2第1項 ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、このうち就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、標記条例を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>中核市が認定こども園の認定・認可をした際の当該認定・認可に係る申請書等の写しの受理に係る規定を削除する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	